

第 1 回 下妻市地域公共交通活性化協議会 会議録

| | |
|-------------------------|--|
| 会議の名称 | 第 1 回 下妻市地域公共交通活性化協議会 |
| 開催日時 | 平成 2 6 年 9 月 2 4 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 午前 1 0 時 5 5 分 |
| 開催場所 | 下妻市役所第二庁舎 3 階 大会議室 |
| 出席者 | <p>委 員：飛田貞雄、高橋節雄、柴 孝光、稲葉富士夫、鯨井登美子、埴 正明、関口妙子、岡本直久、飯田孝志、川上敬一、池田 久、高橋眞一、江寺雅晴 (代理：安達正徳)、澤畠政志、荒川安男、黒須英夫、千葉博志、中村美千代、野中周一、黒澤正美、飯島 孝</p> <p>下妻市：稲葉市長</p> <p>事務局：企画課長 渡辺 尚、企画課課長補佐 小林正幸 企画課主事 瀬尾 誠</p> |
| 欠席者 | 委 員：渡邊欣一、鈴木和則、野上雅嗣 |
| 会議の議題 および会議 資料の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 . 開 会 2 . 委嘱書交付 3 . 市長あいさつ 4 . 自己紹介 5 . 役員の選任について 6 . 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 下妻市地域公共交通活性化協議会について (2) 報告第 1 号 協議会規約等について <ul style="list-style-type: none"> 下妻市地域公共交通活性化協議会規約 下妻市地域公共交通活性化協議会財務規程 下妻市地域公共交通活性化協議会事務局規程 下妻市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程 (3) 議案第 1 号 平成 2 6 年度事業計画 (案) について (4) 議案第 2 号 平成 2 6 年度収支予算 (案) について 7 . その他 8 . 閉 会 |
| 議事の経過 及び発言の 要旨 | 別紙のとおり |

別紙 会議録

| | |
|-------------|---|
| <p>企画課長</p> | <p>定刻になりましたので、ただいまから、下妻市地域公共交通活性化協議会設立総会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます企画課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>会議の進行上、申し訳ございませんが、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定をしていただきたいと思います。</p> <p>まず初めに、本日の会議資料を確認させていただきます。</p> <p>本日、机の上には会議資料の他に、下妻市地域公共交通活性化協議会委員名簿、会議の配置図、そして平成25年度に実施いたしました公共交通に関する市民アンケートの報告書をお配りさせていただきました。</p> <p>不足の資料がございましたら、事務局までお申しつけください。</p> <p>それでは、早速でございますが、会議次第によりまして進行させていただきます。</p> <p>まず初めに、委嘱書の交付を行います。お手元に委員名簿があると思いますのでご確認をお願いします。これから委嘱書の交付を行います。時間の都合上、代表して1番の飛田貞雄様に委嘱書を交付させていただきます。それでは市長よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>稲葉市長</p> | <p>委嘱書 飛田 貞雄 下妻市地域公共交通活性化協議会委員を委嘱する。 平成26年9月24日 下妻市長 稲葉本治</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>企画課長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>恐れ入りますが、飛田様以外の委員の皆様へは前もってお席に委嘱書を置かせていただきましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議次第の3、稲葉市長からごあいさつを賜ります。</p> |
| <p>稲葉市長</p> | <p>みなさん、こんにちは。大変お忙しい中にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>下妻市地域公共交通活性化協議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>この度、皆様方には、地域公共交通活性化協議会委員をお願いしましたところ、ご多用にも関わらず、お引き受けいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、近年の地域公共交通を取り巻く環境は、自家用車の普及、少子高齢化</p> |

| | |
|------|---|
| 企画課長 | <p>それでは、野中会長より、副会長及び監事の指名をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>当協議会の会長を務めさせていただきます、下妻市副市長の野中でございます。規約に基づき、副会長及び監事の指名をさせていただきます。</p> <p>副会長には、学識経験者の10番 岡本委員を。監事には、1番 飛田委員、8番 埴委員を指名いたします。</p> |
| 企画課長 | <p>ただ今、会長より、副会長及び監事の指名について提案がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>(委員から異議なしの声)</p> |
| 企画課長 | <p>異議なしとの声でございますので、皆様の拍手をもちましてご承認いただいたものとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員より拍手)</p> |
| 企画課長 | <p>ありがとうございました。それでは、岡本委員、飛田委員、埴委員、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、岡本副会長、席の移動をお願いいたします。</p> <p>(席の移動)</p> |
| 企画課長 | <p>ここで、正・副会長となられたお二人にごあいさつを頂戴したいと存じます。まず、野中会長をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>改めて一言ご挨拶をさせていただきます。</p> <p>この度の当協議会の会長ということで大役を仰せつかりました野中でございます。</p> <p>先ほど市長挨拶でも触れておりましたけれども、下妻市では、将来を見据えた、市民一人一人が安心・安全で健やかに暮らせるような、『健幸都市・下妻』ということをキーワードにしまして、現在、施策に取り組んでおります。</p> <p>その施策の大きな柱として、「公共インフラの整備による市内交通網の充実」を掲げております。</p> <p>今年5月には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正されたこともございまして、その中では新たに「コンパクトなまちづくり」というキーワードなどが盛り込まれております。まさに「公共交通によるまちづくり」という重要な課題を突き付けられたような気がしているところでございます。</p> <p>いろいろと県内の各市町村の公共交通のお話を聞かせていただいております</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>けれども、なかなか運行側と利用する側との温度差というものが課題となって表れているということで、なかなか利用されないという事例が多々あるという事を過去にも話を聞いております。</p> <p>下妻市においても、公共交通が運行されますと、なかなか利用者とのギャップが出てくるのかなという実情も何となく見えてくるような感じがしておりますけれども、導入にあたりましては、みなさんに本当に利用してもらえるように公共交通の種類、あるいはエリア、ルートを協議会で十分検討されまして、安心・安全なまちづくりに常に貢献できるようなものにしていきたいなと思っておりますので、とにかく2年間ということでございますけど、みなさま方のご意見、ご質問等をいただきながら、しっかりとしたものになっていければいいなと心から思っておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。本日はたいへんありがとうございます。</p> |
| 企画課長 | <p>ありがとうございました。続きまして、岡本副会長、お願いいたします。</p> |
| 副会長 | <p>副会長を務めさせていただきます。岡本と申します。</p> <p>交通計画等を専門分野としている関係で土浦市や牛久市のコミュニティバスのお手伝いをさせていただいております。</p> <p>これまでの経験、あるいは友人の中にはすごくバスに詳しい先生方もいらして、色々なお話を聞かせていただく機会が多く、そのようなアイデアをみなさんにご紹介、ご議論いただきながら、みなさんのお力をいただきながらよりよいシステムを作っていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 企画課長 | <p>ありがとうございました。それでは、規約第6条で、副会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、議長をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長（副会長） | <p>規約に従いまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本日、出席委員21名でございます。本協議会規約第6条第2項により出席委員数が過半数に達しているので会議が成立していることを報告します。</p> <p>それでは、次第の議題に基づきまして、議事を進めさせていただきます。</p> <p>はじめに議題の(1)「下妻市地域公共交通活性化協議会について」、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、「下妻市地域公共交通活性化協議会について」ご説明いたします。1ページをお開きください。</p> <p>下妻市地域公共交通活性化協議会の設立にあたり、まず、公共交通に関する</p> |

法律改正の変遷等をご説明した後で、当協議会の目的、今後のスケジュール等をご説明したいと思います。

それでは、「1. 公共交通に関する法律改正や補助事業の変遷」からご説明いたします。

まず、平成14年の道路運送法の改正により、バス事業者は自らの経営判断により届出だけで不採算路線を廃止できるようになりました。これにより、全国で、乗合バス事業の廃止・撤退が進むこととなりました。

続いて、平成18年10月の道路運送法の改正では、乗り合いバス事業の枠組みが変更され、また、地域公共交通会議の設置が可能となりました。

しかし、道路運送法の対象はバス・タクシー事業に限られていることから、鉄道なども包括的に検討できるように、平成19年10月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、市町村が主体となり、地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制ができました。

この法律施行により、右側の補助制度として、「地域公共交通総合連携計画」を定め、当該計画に基づく実証事業について、3カ年の補助金が受けられる仕組みとなりました。

しかし、民主党時代に事業仕分けにより廃止となり、平成23年4月に新たに「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、3年間限定の補助から、継続的に補助金が受けられる仕組みに変更になっております。

再び、左側の法改正に戻りますと、昨年12月に「交通政策基本法」が制定され、それを受けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」についても一部を改正する必要が生じたため、本年5月14日に参議院本会議で可決・成立いたしました。

同法は公布から6ヵ月以内に施行される見込みで、法施行後は、「地域公共交通総合連携計画」が「地域公共交通網形成計画」に改められることとなります。

なお、遅くとも11月中旬には施行となることから、以降の説明につきましては、「地域公共交通総合連携計画」でなく「地域公共交通網形成計画」という名称でご説明させていただくことをご了承くださるようお願いいたします。

続きまして、2ページをお開き下さい。

ここでは、これまでの説明の中で出てきました「公共交通会議と活性化協議会の違い」について、ご説明いたします。

表の左側が「地域公共交通会議」、右側が「活性化協議会」となっております。

根拠法令につきましては、「公共交通会議」が道路運送法によるもの、「活性化協議会」が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」によるものでございます。

対象となる交通モードについては、「公共交通会議」がバス・タクシーに限定されるのに対し、「活性化協議会」ではバス・タクシーに加え、鉄道など多様なモードを対象としております。

各々のメリットにつきましては、「公共交通会議」が経路の設定、運賃設定等の手続きを簡略化・弾力化することが可能であり、「活性化協議会」は事業の実

施にあたり、財政的支援や許認可手続簡略化等の特例措置を受けることができます。

続きまして、3. 下妻市地域公共交通活性化協議会についてご説明いたします。

(1) 目的としましては、今後、高齢化の進展などによる交通弱者の増加が予想されること、環境やまちづくりへの取り組みとして、公共交通主体のまちづくりへの転換をはかっていく必要があります。

そのため、「下妻市地域公共交通活性化協議会」を設立し、多様な地域の関係者のみなさまにご協議いただきながら、計画を策定するとともに、市にとって最適な公共交通を実現するために、実証実験や利用促進などを実施します。

(2) 活性化協議会につきまして、

構成員につきましては、当協議会が「公共交通会議」及び「活性化協議会」の両方の役割を兼ねることから、市民の代表、国・県の関係機関の代表者、交通事業者、その他各種団体の代表者の方々をお願いしております。

事業につきましては、「地域公共交通網形成計画」の策定及び、計画に基づく「地域公共交通再編事業」の実施など活性化協議会としての事業、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項については公共交通会議としての事業になります。

3ページをお開き下さい。

今後のスケジュールについてご説明いたします。

平成27年度に「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」を策定し、28年度からの運行開始を目指していきます。

そのために、平成26年度は来年度計画策定の事前調査として、からの業務について、公共交通関係コンサルタントへの業務委託を行うとともに、調査結果を踏まえて協議会での検討を行います。

27年度につきましては、補助事業を活用し、「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通再編実施計画」の策定を行います。

「形成計画」では、重点プロジェクトの検討、計画全体の推進体制や推進方策、スケジュール等を検討し、これらを踏まえて計画の策定を行います。

「再編実施計画」では、実際に新規導入する地域公共交通について、運行内容を検討するとともに、事業採算性等の試算を行い、実施計画を策定することとなります。さらに、国庫補助の適用等の検討や申請の準備を行います。

平成28年度は、10月からの運行開始に向けて、補助金申請や車両の準備、PRなどを行っていく予定となっています。なお、運行開始が10月なのは、運行補助金の適用が申請年度の10月から翌年度の9月末までによるものでございます。

以上、「下妻市地域公共交通活性化協議会について」説明を終わらせていただきます。

| | |
|---------|--|
| 議長（副会長） | ただいまの説明に関しまして質問、意見等ございましたら、挙手にてお願いいたします。 |
| 埴委員 | 今回の公共交通は、福祉バスということでなく、全体的な公共交通と捉えてよろしいのでしょうか。 |
| 事務局 | そのとおりでございます。 |
| 議長（副会長） | 他にありますか。 |
| 関口委員 | 2ページにコンパクトなまちづくりとありますが、具体的にはどういったことでしょうか。 |
| 事務局 | 総合計画などでも推奨しているのですが、漠然とした言い方ももしれないのですが、今までは市が発展するために肥大化していくという方向性が高度経済成長の頃あったかと思いますが、そういったことではなく、下妻市に見合ったサイズのまちづくりを進めていこうというような内容でございます。 |
| 関口委員 | では、下妻市も広いですが、散らばっているものを中心に集めるというわけでないのでしょうか。 |
| 事務局 | そういったわけではございません。 |
| 議長（副会長） | その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。 (なし) |
| 議長（副会長） | 今のコンパクトなまちづくりというのは、学術的な一般的な定義から言わせていただくと、みんなでコンパクトに暮らしましょうというのが原点で、公的機関あるいは住宅もある程度まとまって暮らしているとインフラのメンテナンスも楽になります。たった一軒のために下水道も電気も引かなきゃいけないとなると、効率が悪いということになりますので、コンパクトに暮らしましょうというのがそもそもの発想で出てきました。 これは理想論ですので、地域の実情によっては集落が出来上がっているわけですので、現実の社会の政策を考える時にどうしていくかを議論すればいいと思っております。 それでは、ご質問がないようですので、続きまして、(2)報告第1号「協議会規約等について」を議題といたします。これは、本協議会運営のために必要な規約等でございますので、事務局より説明願います。 |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p> それでは、報告第1号「協議会規約等について」ご説明いたします。 4ページをお開き下さい。 本協議会においては、協議会規約のほか財務規程、事務局規程、報酬及び費用弁償に関する規程を定めております。 はじめに、下妻市地域公共交通活性化協議会規約からご説明いたします。 まず第1条では、本協議会の設置とその目的、そして名称を「下妻市地域公共交通活性化協議会」とすることを掲げております。 第2条では、事務所を下妻市役所におくこと、第3条では、協議会の事業について、第4条では、構成員について規定しております。 5ページをお開き下さい。 第5条では、役員について、会長1人、副会長1人、監査員2人とし、その選任について定めております。 第6条では、協議会の会議について定めております。会議は必要に応じ会長が招集し、副会長が議長となります。 第7条では、研究会について、第8条では守秘義務について定めております。 6ページをお開き下さい。 第9条では協議結果の取り扱いについて、第10条では、事務局の設置について、第11条では、経費の負担について、協議会の運営経費は負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てることを定めております。 なお、第13条では、協議会が解散した場合の措置について、第14条では、委任について定めております。 続きまして、下妻市地域公共交通活性化協議会財務規定につきまして、ご説明いたします。 7ページをお開き下さい。 第1条では、本規程の趣旨を、第2条では、歳入を下妻市からの負担金、国からの補助金等をもってあてること、また会計年度を、毎年4月1日～翌年3月31日までとすること、第3条では、予算の補正について、第4条では、予算区分について、後段別表1、2のとおりとすることを、そして、第5条では、予算の流用及び予備費の充当について、第6条では出納及び現金の保管について、定めております。 8ページをお開き下さい。 第7条では、協議会出納員の任命について、第8条では、収入及び支出の手続きを下妻市の例により行うこと、第9条では、決算を協議会の承認に付すこと、監事の監査を受けること、承認を得た場合、当該決算書の写しを下妻市長に送付することを定めております。 なお、別表1、2は第4条関係の予算区分でございます。 次に、下妻市地域公共交通活性化協議会事務局規程につきまして、ご説明いたします。 10ページをお開き下さい。 まず、第1条では、本規程の趣旨について、第2条では、事務局の所掌事務 </p> |
|------------|--|

| | |
|----------------|---|
| <p>議長（副会長）</p> | <p>について、第3条では、事務局長は下妻市企画担当課長をもって充てること、第4条では、事務局長の専決事項について、第5条、第6条では、文書・公印の取り扱いについて定めております。</p> <p>なお、別表につきましては、第6条関係の公印についてでございます。</p> <p>続きまして、下妻市地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償に関する規定につきましてご説明いたします。</p> <p>12ページをお開き下さい。</p> <p>第1条では、本規程の趣旨について、第2条では、報酬を委員に払うこととし、その額を日額4,500円とすること。ただし、学識経験者については日額6,500円とすること。また、国、県、市及びその他辞退の申し出があった委員については支給しないことを定めております。</p> <p>第3条では、費用弁償の額は下妻市の例とすることを定めております。</p> <p>これにて、報告第1号につきまして説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの報告第1号「協議会規約等について」の説明につきまして、質問、意見等はございますか。</p> <p>(なし)</p> |
| <p>議長（副会長）</p> | <p>ご質問がないようですので、次に、(3)議案第1号「平成26年度事業計画(案)」及び(4)議案第2号「平成26年度収支予算(案)」について、関連しておりますので、一括して事務局から説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、議案第1号「平成26年度事業計画(案)」及び議案第2号「平成26年度収支予算(案)」についてご説明いたします。</p> <p>13ページをお開き下さい。</p> <p>平成26年度の事業計画といたしましては、先ほどもご説明したとおり、平成28年度の運行開始を目標に、平成27年度に策定予定の「下妻市地域公共交通網形成計画」のための調査業務の委託及び協議会において、方針や導入形式の検討が主なものになるかと思います。</p> <p>具体的には、2にありますとおり、公共交通に関する調査業務として、公共交通を取り巻く状況の整理、地域公共交通の方針の検討、地域公共交通の導入の検討などの調査業務について、公共交通関係コンサルタントへの業務委託を行います。</p> <p>この後、26年度予算(案)をご説明いたしますが、承認いただければ、指名競争による入札により業者選定を実施いたします。</p> <p>調査業務の進捗状況にもよりますが、公共交通を取り巻く状況の整理ができた時点で2回目の協議会を開催し、報告を行うとともに、地域公共交通の方針に方向性に関する協議を行います。</p> <p>3回目の協議会につきましては、第2回目で協議した結果を踏まえて、提案</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>された事業計画の協議を行い、基本方針を決定いたします。</p> <p>あわせて、地域公共交通の導入についての協議を行えればと思います。(導入する交通の決定は27年度を予定。)</p> <p>続きまして、14ページをお開き下さい。</p> <p>平成26年度の事業予算のうち、収入につきましては、1.負担金として635万円が計上されております。こちらにつきましては、下妻市からの負担金となります。</p> <p>2.補助金につきましては、来年度、計画策定につきまして、地域公共交通確保維持改善事業費補助金への申請を行う予定となっております。本年度につきましては、国からの補助金はありません。</p> <p>収入合計につきましては、負担金のみでございますので、635万円となります。</p> <p>次に歳出ですが、1.運営費は35万円でございます。</p> <p>運営費の内訳につきましては、1.会議費として30万円。こちらは委員報酬、会議の際のお茶代等になります。</p> <p>続いて、2.事務費が5万円ですが、郵送料、振込手数料などの他、協議会の公印作成代でございます。</p> <p>2.事業費については、600万円でございます。</p> <p>こちらは本年度業務を委託する調査事業の委託料でございます。こちらにつきましては、この後、業者選定を行い、委託契約を結ぶ予定でございます。</p> <p>支出合計も収入合計と同額の635万円となります。</p> <p>以上、議案第1号及び議案第2号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議長(副会長) | <p>ありがとうございます。ご質問を受ける前に今一度資料3ページをご覧いただければと思います。</p> <p>実際に下妻市で新たに公共交通を走らせるとかシステムを変えようというのは平成28年度から実際に動き出すことを目標として、平成27年度はその運行に係る補助などをもらうためには、「地域公共交通網形成計画」を策定する必要があるため、来年度にじっくりとやっていくこととなります。</p> <p>その計画の中身をスムーズ検討するためには事前に我々協議会としても下妻市での人の動きというか実態を把握しておく必要がございます。</p> <p>みなさまのお手元にもあります平成25年度に実施した「下妻市公共交通体系計画の基礎的調査」などを中心に現状を把握することが、この協議会の26年度の役割とご認識いただければと思います。</p> <p>そのための調査業務等を委託しながら今年はやってきたいという中身が13ページの事業計画となります。追加的に説明させていただきました。</p> <p>ただいまの議案第1号「平成26年度事業計画(案)」及び議案第2号「平成26年度収支予算(案)」の説明につきまして、質問、意見等はございますか。</p> <p>議長(副会長) 質問がないようなので、私から質問させていただきたいのですが、委託料が</p> |

| | |
|---------|---|
| 事務局 | <p>600万円計上されておりますけれども、先ほど説明の中では指名競争入札とお聞きしましたので、13ページの業務内容をアウトプットできる会社であれば安い金額で契約した方がいいということになります。</p> <p>その際の委託料の不用額については、次年度に繰り越せるのか確認させてください。</p> <p>入札を行いまして、その業務内容で安くなれば当然安い金額で契約したいと思います。不用額については次年度に繰り越しすることで考えております。</p> |
| 議長（副会長） | <p>ありがとうございます。来年度の計画策定にもおいても、委託してお手伝いいただく企業を選ばなくてはなりませんし、運行が始まりましても宣伝活動などを行うなどの経費もかかりますから、なるべく安い金額でクオリティの高いアウトプットを出せる会社を選定いただければと思っております。</p> <p>他に何かご意見、ご質問ございますか。</p> <p>(なし)</p> |
| 議長（副会長） | <p>他にないようでございますので、議案第1号及び議案第2号は原案どおり可決することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(委員から異議なしの声)</p> |
| 議長（副会長） | <p>異議なしと認めますので、議案第1号及び議案第2号は、原案どおり可決いたします。お手元の資料から、表題部の“(案)”を削除いただければと思います。これで平成26年度の事業計画及び収支予算が確定したという事になります。</p> <p>続きまして、7.その他ですが、事務局から何かありますか。</p> |
| 事務局 | <p>事務局から3点ほどご説明させてご説明したいと思います。</p> <p>まず、先ほど岡本議長よりお話がありました、こちらの青い冊子「下妻市公共交通体系計画の基礎的調査」でございますが、こちらは昨年度アンケート調査を行いました。アンケートの項目は市民の外出行動、公共交通機関等の利用状況、自動車やバイクの運転、また新たな交通手段の導入についてという事で、満18歳以上の市民から無作為抽出で2,000人にアンケート用紙を送りまして、回答者数が974人、回収率が48.7%でございました。そちらのアンケートをまとめたものになります。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、次回の会議までには是非とも目を通していただいて、市民の動向等を見ていただければと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、2点目ですが、次回の会議の開催予定ですが、年が明けてから</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 議長（副会長） | <p>を予定しております。こちらにつきましては、日程が決まり次第、委員のみなさまにはご通知を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>3点目は、委員のみなさんのうち、国、県、市などの職員を除く方々には、委員報酬をお支払することとなっております。報酬につきましては、出席いただいた回数に応じまして、年度末にお支払する予定となっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員のみなさまからその他ご意見・ご連絡等ございませんか。</p> |
| 安達委員 （下妻警察署） | <p>他の市町村での話ですが、市町村でバスの運行を始めたところ、地元の事業者の方から強い反対が出たという事を聞いたことがあるのですが、この事業を進めるにあたって、既に事業をなさっている方の意見を聞いたのかどうか、また反対はないのか、お聞かせ願いたい。</p> |
| 事務局 | <p>事前にバス、鉄道、タクシーの関係者の方々にお話はしておりませんが、関係者の方々には全てこの協議会に参加していただいて、計画を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長（副会長） | <p>一番大事なのは、例えばつくば市内のバスにもかなり関東鉄道バスでいろいろな路線を持っておられますけど、そこにつくば市が運営するつくバスを考える場合には、既存の民間事業者が運行している路線とは競合しないことが大前提となります。</p> <p>導入当初に意見を申し上げたのは、市が運営するコミュニティバスが今の民間の路線を活かすように、お客様をそこまで運ぶような役割が本来であって、メインになるべきではないと私は思いますし、多くの計画がそのようになっております。</p> <p>他に無いようですので、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。</p> |
| 企画課長 | <p>それでは、これをもちまして、下妻市地域公共交通活性化協議会設立総会を閉会いたします。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午前10時55分散会</p> |